

令和6年度 発掘作業員(三朝町会計年度任用職員)募集要項

1 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員は、地方公務員法が適用になる一般職の地方公務員で、任期(1会計年度)がある非常勤職員です。

2 募集職種及び人数

職種	発掘作業員
人数	①神倉地区 4名 ②片柴地区 6名 ※①と②のいずれか、または①と②両方に応募可。
資格	申込日現在満18才以上75才未満で、現場まで通勤可能であり、野外での土木作業、山地の荷物運搬に従事できる者。 ※ただし、満75才以上の者、持病等を持つ者であっても、就労に問題がない旨の医師の診断書を提出することで応募できるものとする。
勤務内容	調査員の指示に従い、遺跡の発掘作業、その他調査に必要な作業に従事する。
勤務場所	【調査場所】 ①三朝町大字神倉地内(作業現場は山地であり、移動に1時間程度の登山を伴います。) ②三朝町大字片柴地内
勤務時間	調査員が別途指示する期間において、1日につき7時間、週2日から3日程度。 ※原則として平日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで休憩) ※天候等により作業時間を短縮又は、作業を行えない場合や、予定した調査が終了した場合など、 任用期間中であっても作業を実施しない場合があります。
休日	原則として土曜日、日曜日、祝日 ※ただし進捗状況等によって休日も勤務する場合があります。

3 受験資格

上記応募資格を満たしている人でも、次の(1)及び(2)のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1)地方公務員法第16条各号に該当する人(以下のいずれかに該当する人)は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・三朝町の職員として懲戒免職の処分を受けその処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (2)日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は任用期間の前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務に就くことができません。

4 任用期間 令和6年4月8日(月)から令和7年3月31日(月)まで

※採用は全て条件付きで、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります。また、再度任用した場合も同様です。

5 勤務条件等(予定)

報酬	時給 996 円
諸手当	○通勤手当(費用弁償) 通勤距離が片道 2km以上の場合に距離に応じて支給します。 公共交通機関利用者は、定期券又は回数券利用に係る費用を支給します。 (自動車等利用者は 31,600 円、公共交通機関利用者は 55,000 円を限度額として支給します。)
福利	労災保険に加入

6 受付期間、応募方法、試験内容、試験日時、結果通知

受付期間	令和6年3月5日(火)から令和6年3月22日(金)まで ◎持参による場合の受付時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで ◎郵便又は信書便の場合は同日までに到着したものに限り受け付けます。
提出書類	①三朝町会計年度任用職員採用申込書 (上半身、無帽のもので最近3ヶ月以内に撮影した写真を添付すること) ②発掘作業員就労申込書 ③診断書(満75歳以上の場合又は、持病を持つ場合)
申込書の配布及び提出先	〒682-0195 東伯郡三朝町大瀬 999 番地 2 三朝町役場総務課 0858-43-1111 申込書は三朝町役場総務課又は三朝町ホームページ(http://www.town.misasa.tottori.jp) で受領してください。) 担当 総務課 山口
注意事項	* 郵送の場合、封筒に赤字で「会計年度任用職員申込」と書いてください。 * 郵便の場合、万が一未着の事故が発生しても、受付期間内に郵便又は信書便で申し込んだことが明確に確認できない場合は受理しません。また、切手料金不足等の申込者の責による申し込み遅延等の場合も、理由の如何を問わず受理しません。 * 提出書類は返却しません。
試験内容	書類審査を実施し、採否を決定します。
結果通知	申込者全員に採用の可否を通知します。

7 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用の手続き、配属先の決定以外には利用しません。